

1 趣旨

本事業は、児童・生徒の読書活動推進を目的とし、県内各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 セットの内訳、貸出校数、冊数及び期間等

セットの内訳	校数	貸出冊数	貸出期間
小学生向け 朝の読書推進図書セット 低学年向け図書40冊×2箱 中学年向け図書40冊×2箱 高学年向け図書40冊×2箱	23校	前期 240冊 後期 240冊 (9月図書交換)	令和4年2月～ 令和5年2月 ※貸出・交換・返却は県立図書館が日時を指定する。
中学生向け 朝の読書推進図書セット (中学生向け図書40冊×6箱)	5校	年間 計480冊	
特別支援学校向け 朝の読書推進図書セット	1校	前期、後期それぞれの冊数・内容は相談に応じる。(9月図書交換)	

3 申込方法及び決定通知

(1) 本事業による図書の貸出を希望する学校は、県立図書館HP（下記アドレス）から「朝の読書推進図書セット貸出申込書」（様式1）をダウンロード・記入し、下記申込先までメールで申し込む。

※朝の読書推進図書セット申込はこちら https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=606

(2) 申込締切日は、令和3年12月15日（水）とする。

(3) 「朝の読書推進図書セット貸出申込書」を審査の上貸出の可否を決定し、令和4年1月7日（金）までに通知する。なお、申込多数の場合の優先順位は、下記の通りとする。

- ①朝の読書活動が未実施の学校
- ②当事業を利用したことのない学校
- ③当事業の利用実績が少ない学校
- ④公共図書館未設置地域の学校

4 図書の運搬について

貸出・交換・返却における図書の運搬は、原則各学校が行う。

5 未返却資料について

き損、亡失等の理由により、借受図書を返却できない場合は、学校貸出用図書館資料賠償要項を適用する。ただし第4条の規定により、き損、亡失の原因が児童・生徒であるときは、賠償を免除することができる。その場合、免除申請書に記入、押印の上、提出する。

【申込・問合せ先】〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1
群馬県立図書館 地域協力係 TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196
E-mail ka-shi@pref.gunma.lg.jp